

答申第 1154 号

諮問第 1811 号

件名：弁明書の記載内容の根拠となる文書の不開示（不存在）決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）が、別記の開示請求に係る行政文書（以下「本件請求対象文書」という。）について、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき、令和 6 年 7 月 2 日付けで行った開示請求に対し、処分庁が同月 16 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由 （略）

3 処分庁の主張要旨

処分庁の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件処分の内容及び理由

ア 事実経過

(ア) 行政文書開示請求の受付

令和 6 年 7 月 2 日に審査請求人が愛知県警察本部情報公開窓口に来庁し、行政文書開示請求書を提出したことから処分庁はこれを受け付けた。

行政文書開示請求書には、行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項として

弁明書（令和 6 年 4 月 18 日付け、務警発第 5428 号）には、「溶解により廃棄される文書の重量を記録したものとなる。当該文書について調査したところ稲沢署において文書廃棄を行った際に取得され、その後廃棄されていたことが確認された。」と記載されている。どうしてこのように記載することができたのか。その根拠となる文書。根拠については引用法令ではなく、記載事実の調査結果です。

溶解により廃棄される文書の重量を記録したものについて「具体的にいつ取得されいつ廃棄されたのか」それをどのように確認できたの

か。

調査結果は、不開示決定時及び弁明書作成時の両方を含みます。

(請求日現在県警本部警務課で保管のもの)

と記載されていた(以下「本件開示請求」という。))。

(イ) 本件請求対象文書の調査

本件請求対象文書は、愛知県警察本部警務部警務課(以下「警務課」という。)で保存する文書で、令和6年4月18日付け務警発第5428号の弁明書(以下「対象弁明書」という。)の記載内容のうち、「稲沢署において文書廃棄を行った際に取得され、その後に廃棄されていたことが確認された。」という記載事実の調査結果であって、対象弁明書の作成時の調査結果及び対象弁明書に係る不開示決定処分(以下「原処分」という)の調査結果を記録した文書であると判断した。

本件請求対象文書について調査したところ、原処分時及び対象弁明書の作成時に本件請求対象文書を作成又は取得していない事が確認された。

よって、警務課において本件請求対象文書を管理していないものと結論づけられた。

(ウ) 行政文書不開示決定

上記(イ)のとおり本件請求対象文書を管理していないため、処分庁は、条例第11条第2項の「開示請求に係る行政文書を管理していないとき」に該当するとして、本件処分を行った。

イ 本件請求対象文書について

上記(1)アで述べたとおり、本件開示請求は対象弁明書の作成時の調査結果及び原処分時の調査結果を記録した文書と解される。

原処分については、愛知県稲沢警察署(以下「稲沢警察署」という。)が文書廃棄を実施した際、溶解により廃棄される文書の重量を記録した文書について、条例に基づく開示請求を受けた結果、文書不存在による不開示決定を行ったものである。

対象弁明書については、原処分に対して提起された審査請求により作成されたものである。

原処分時及び対象弁明書作成時のいずれにおいても、文書不存在の確認については、口頭で実施されており、対象文書となるような文書は保存されていなかった。

(2) 審査請求人の主張の失当性

審査請求人は、対象文書は存在する旨主張している。

しかしながら、上述したとおり、対象文書は作成又は取得しておらず、請求内容に合致する行政文書を管理していないことから、本件処分に誤りはなく、審査請求人の主張は失当である。

(3) 結語

以上のとおり、本件処分は適正に行われていることから、本件審査請求は棄却されるべきである。

4 審査会の判断

(1) 本件請求対象文書について

本件請求対象文書は、対象弁明書の記載内容に関して、原処分時及び対象弁明書の作成時の調査結果を記録した文書であって、警務課で保管するものである。

(2) 本件請求対象文書の存否について

処分庁によれば、原処分時及び対象弁明書作成時のいずれにおいても、文書不存在の確認については口頭で実施しており、本件請求対象文書となるような文書は保存されていなかったとのことである。

当審査会において処分庁に確認したところ、原処分時に、稲沢警察署は溶解により廃棄される文書の重量を記録した文書が不存在であることを警察本部に報告することの可否についての決裁文書を作成しているが、それに関連して同記録文書が不存在であることを調査した記録等は作成しておらず、不存在であることの調査・確認は口頭で実施しているとのことである。また、弁明書の作成時においても、対象弁明書の記載内容に関する確認については口頭で実施しており、調査結果を記録した文書は作成していないとのことである。

これらのことからすれば、本件請求対象文書を作成又は取得していないとする処分庁の説明に特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(3) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

弁明書（令和 6 年 4 月 18 日付け、務警発第 5428 号）には、「溶解により廃棄される文書の重量を記録したものとなる。当該文書について調査したところ稲沢署において文書廃棄を行った際に取得され、その後に廃棄されていたことが確認された。」と記載されている。どうしてこのように記載することができたのか。その根拠となる文書。根拠については引用法令ではなく、記載事実の調査結果です。

溶解により廃棄される文書の重量を記録したものについて「具体的にいつ取得されいつ廃棄されたのか」それをどのように確認できたのか。

調査結果は、不開示決定時及び弁明書作成時の両方を含みます。

（請求日現在県警本部警務課で保管のもの）

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
6 . 9 . 1 2	諮問（弁明書の写しを添付）
7 . 6 . 2 6 (第 708 回 審査会)	処分庁職員より不開示理由等を聴取
同 日	審議
7 . 7 . 1 8 (第 710 回 審査会)	審議
7 . 8 . 2 8	答申